

## 基本サービス契約約款

デジボックス株式会社

- 第1条 総則
- 第2条 本約款の適用
- 第3条 通知
- 第4条 利用契約の申込み
- 第5条 利用契約の成立
- 第6条 申込みの拒絶および受諾後の解除
- 第7条 利用開始
- 第8条 契約上の地位承継
- 第9条 契約上の地位の譲渡
- 第10条 契約内容の変更
- 第11条 サービスの内容
- 第12条 料金および支払方法について
- 第13条 消費税
- 第14条 費用の支払日について
- 第15条 契約者の義務
- 第16条 ソフトウェアプログラムの使用制限
- 第17条 システムの運用管理
- 第18条 禁止事項
- 第19条 利用資格の停止または取消
- 第20条 解約、サービスの停止およびその回復
- 第21条 サービスの停止
- 第22条 利用ドメイン名の登録・維持・削除
- 第23条 サービスの緊急停止
- 第24条 利用不能の場合におけるサービス費用等の返却
- 第25条 当社からの解除
- 第26条 契約期間
- 第27条 最低契約期間
- 第28条 契約の更新について
- 第29条 サービスの廃止
- 第30条 保証範囲について
- 第31条 免責
- 第32条 守秘義務
- 第33条 解約、サービス停止に伴う補償について
- 第34条 損害賠償額の制限
- 第35条 届出事項の変更
- 第36条 利用約款の発効

## 第 37 条 利用約款の改定

## 第 38 条 合意管轄

## 第 39 条 諸法令および諸規則の遵守

このサービス契約約款は、デジボックス株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する、Delahost サービス、ドメイン預かりサービス、ドメイン名登録管理サービス、メールウィルスチェックサービス、無料サブドメインサービス(以下、これらをまとめて「本サービス」といいます。)を利用する法人または個人(以下「契約者」といいます。)と当社との間の、本サービスにかかる一切の関係を規律するものです。本サービスをご利用になられる方は、利用申込みの前に、必ず本約款の内容を確認し、利用開始にあたっては、本約款および別紙に定める細則の内容を承諾しているものとします。また、契約者の委託により、契約者の代理として当社から契約者への通知を受ける法人または個人(以下「運用担当者」といいます。)は、契約者が本サービスの利用申込みの前に、契約者が必ず本約款の内容を確認し、利用開始にあたっては、本約款および別紙に定める細則の内容を承諾していることを確認しているものとします。したがって、本サービスのご利用は、本約款の内容につき、契約者の承諾があることを前提としています。

## 第 1 条 総則

当社は、本サービスの契約者に対し、第 11 条に定めるサービスを提供します。当社および契約者は、サービスの提供・料金の支払等の本約款において定められた義務を、誠実に履行するものとします。

当社および契約者は、本サービスの提供・料金の支払い等について本約款が定める義務を、誠実に履行するものとします。

## 第 2 条 本約款の適用

本約款は、当社と本サービスの契約者との間に生ずる一切の關係に適用されるものとします。

## 第 3 条 通知

1 当社から契約者への通知は、運用担当者への郵送、電子メール送信、または当社ホームページへの掲載など、当社が適当と定める方法によるものとし、当社から通知を受けた運用担当者は、すみやかに契約者へこれを通知するものとします。

2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信またはホームページへの掲載により行う場合には、当該通知は、インターネット上に配信されたときに発信されたものとします。

## 第 4 条 利用契約の申込み

1 利用契約は、一つのサービスの利用契約(一つのサービス中で複数のプランについて利用をする場合は、一つのプランごと)につき一契約とします。

2 利用契約の申込みをしようとする契約者からの利用申込書が、郵送または電子メールにより当社に到達した時をもって、利用申込みとします。

## 第5条 利用契約の成立

当社と契約者との間の利用契約は、当社が契約者に対して申込み受理の通知を発信した日に成立するものとします。ただし、利用申込みより10日以内に第12条2項に定める初期費用の入金の確認、または、クレジットカード与信決済可能の確認ができなかった場合には、利用契約がはじめから成立しなかったものとします。

## 第6条 申込みの拒絶および受諾後の解除

当社は、利用契約の申込み者が次の項目に該当する場合には、利用契約の申込みを承諾せず、または申込み承諾後に利用契約を解約することがあります。

- 1 利用契約の申込みに際し、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
- 2 申込み者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合。
- 3 申込み者が未成年者等の民法上の行為無能力者であり、申込みに際して法定代理人等の同意を得ていない場合。
- 4 申込み者が、当社の事業上の秘密を調査する目的で利用契約を締結しようとしていることが判明した場合。
- 5 申込み者が第18条(禁止事項)に違反するおそれがあると当社が判断した場合。
- 6 全各号に定めるほか、当社が、利用契約の締結をすることが適当でない判断した場合。
- 7 ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリのいずれかによりドメイン名の登録が拒絶された場合。
- 8 別紙「ドメイン名の取り扱いに関する細則」に記載された取得条件に違反した場合。
- 9 申込み者が日本国内に在住していない場合。

## 第7条 利用開始

- 1 当社は、別紙1表2に定める初期費用の入金またはクレジットカード与信決済可能の確認がされ次第、本サービスに必要な設定作業を開始するものとします。
- 2 当社は、前項の設定作業完了後、契約者に対してサービス設定完了通知書を発信します。通知書に記載された運用開始日(通知書に運用開始日の記載がない場合には、当社が通知書を送付した日)をもって、本サービスの利用開始日とします。

## 第8条 契約上の地位承継

- 1 相続または法人の合併、分割等により契約者の地位が包括的に承継された場合、当該地位を承継した契約者は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。なお、契約者が上記以外の個別的な地位の承継を行うとする場合、事前に当社の同意を得る必要があるものとします。
- 2 第6条(申込みの拒絶および受諾後の解除)の規定は、前項の場合に準用するものとします。

## 第9条 契約上の地位の譲渡

当社は、契約者に対して通知をし、譲受人に利用契約上の義務の承継をさせることを前提に、利用契約上の地位を譲渡することができます。

## 第 10 条 契約内容の変更

- 1 契約者が利用契約の種類および内容等を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に対して変更を申し出るものとし、当社により当該申出を承諾する旨の通知を発信したときに、変更の効力が生じるものとします。
- 2 第 6 条の規定は、前項の場合に準用するものとします。
- 3 第 1 項により変更がなされる場合、同一のサービス内での変更により、料金体系が変更する場合には、変更の効力が生じた日の属する月の翌月 1 日から変更後の料金が適用されるものとします。異なるサービス間での変更にて料金体系が変更する場合には、変更前のサービスの利用料は、変更後のサービスの設定完了日が属する月まで支払うものとします。変更後のサービスの利用料は変更後のサービスの設定完了日が属する月の翌月 1 日から発生するものとします。変更後のサービスの設定完了日の属する月の端数の変更後のサービスの利用料については、初期設定費用に含まれるものとします。

## 第 11 条 サービスの内容

- 1 当社が契約者に提供するサービスの内容は、別紙に定める「基本サービス」および「オプションサービス」のとおりとします。
- 2 当社は、業務の健全な遂行に必要と判断した場合、契約者の承諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができます。ただし、その変更は、サービスの提供者としての良識・常識・誠意等に基づくものとします。
- 3 当社は、別紙 1 表 1 に定める制限内において本サービスを提供するものとします。

## 第 12 条 料金および支払方法について

- 1 契約者は、別紙 1 表 2 に定める初期設定費用、利用料および別紙ドメイン名取り扱いに関する細則の別紙 2 表 1 に定める、ドメイン関連費用を当社に支払うものとします。ただし、メールウイルスチェックサービス利用料および、迷惑メールチェックサービス利用料は、契約者が当社が提供する他のサーバサービスを利用している場合は、次回サーバ利用料請求月までのウイルスチェックサービス利用料または、迷惑メールチェックサービス利用料を申込み時に支払うものとします。
- 2 初期設定費用は、別紙 1 表 2 に定める費用とします。なお、別紙 1 表 2 の初期設定費用欄で定める一部のサービスは、当該初期費用には設定完了月において発生する 1 か月に満たない範囲の利用料が含まれるものとします。3 利用料は、別紙 1 表 2 に定める費用とします。また、契約者の当社に対する支払義務は、設定完了通知発信日の翌日より発生することとします。
- 4 ドメイン関連費用(ドメイン取得代行手数料、およびドメイン維持費用)は、別紙ドメイン名取り扱いに関する細則の別紙 2 表 1 に定める費用とします。なお、ドメイン取得代行手数料とは、ドメインを自ら所有していない契約者に対して、当社がドメインの取得代行を行うことにより発生する費用です。ドメイン維持費用とは、ドメインの更新を行うことにより発生する費用です。
- 5 オプションサービス関連費用(バーチャルドメイン初期設定費用、バーチャルドメイン利用料、マルチドメイン初期設定費用)は、別紙 1 表 2 に定める費用とします。なお、バーチャルドメイン初期設定費用とは、一契約ごとの初回申込みドメイン(以下「契約ドメイン」といいます。)に加え、他のドメインにて契約ディスク領域内の運用を可能とする設定を行うことにより発生する費用です。また、バーチャルドメイン利用料の、契約者の当社に対する支払い義務は、設定完了通知発信日が属する月の翌月 1 日から発生することとします。また、マルチドメイン初期設定費用とは、契

約ドメインに加え、他のドメインにて契約ドメインと同じWEB ページを表示する設定を行うことにより発生する費用です。

6 契約者の当社に対する支払の方法は、当社が指定する金融機関口座への振込(振込手数料は契約者負担)、金融機関口座振替またはクレジットカード与信決済の方法のうち、当社が契約者に対して指定した方法によるものとします。支払にかかる費用は契約者の負担とします。

7 契約者は、何らかの事由によりクレジットカード与信決済および、金融機関口座振替を行うことができなかった場合は、当社が指定する方法にて支払うものとします。

8 その他契約者固有の要請、事情等に基づくサービスに関する支払は、当社が指定する金融機関口座への事前振込(支払にかかる費用は契約者負担)のみとします。

9 当社は、契約者への事前通知によって、本サービスの利用料金を改定することができるものとします。改定後の料金が適用される日は、事前通知にて定める日からとします。

10 クレジットカードによる初期費用の決済は、当社選択事業者の決済システムを利用し、クレジットカードへの与信については、クレジット会社側システムと当社選択業者側システムとの間で行われるものとします。なお、当社は、契約者への事前通知なしに、決済システム業者を変更できるものとします。

11 当社は、契約者が希望する場合を除いて、契約者に対して請求書を発行しません。ただし、契約者に料金の支払が発生する場合には、料金支払の内容について、当社が定める方法により通知を発するものとします。

12 当社は、契約者に対して領収書を発行しません。契約者による当社への支払が、銀行振込の場合は、銀行振込の記録を、クレジットカード決済の場合は、クレジットカードの明細を、口座振替の場合は、通帳の引き落しの記録をそれぞれ領収書の発行に代えることとします。

### 第13条 消費税

契約者が当社に対し、利用契約に基づく支払を行う場合において支払を要する額は、利用料金に消費税(地方消費税を含む。)を加算した金額とします。

### 第14条 費用の支払日について

1 契約者は、初期費用およびドメイン関連費用を、当社が送る申込み受理の通知後10日以内に支払うものとします。

2 月間利用料については、口座振替で支払う場合には、利用月の前月で当社が指定する27日または28日(27日または28日が休日の場合は、翌銀行営業日)、クレジットカード与信決済の場合には、利用月の前月の10日に決済を行うものとし、口座振替またはクレジットカード与信決済の開始手続きが完了するまでは、契約者が銀行振込にて利用月の前月の25日(25日が休日の場合は、翌銀行営業日)までに当社が指定する金融機関口座へ支払うものとします。

3 年間利用料については、契約満了月の25日(25日が休日の場合は、翌銀行営業日)までに当社が指定する金融機関口座への振込(振込手数料は契約者負担)によるものとします。

4 当社と契約者が双方協議の上、前2項と異なる合意をした場合は、その合意にしたがうものとします。

5 当社がいったん受領した初期費用、ドメイン関連費用、利用料、作業費用については理由のいかんをとわず、契約者に返還しないこととします。

### 第15条 契約者の義務

- 1 契約者は、以下の目的を達成するため、サーバのソフトウェアを適切に保守運用しなければならないものとします。
  - (1)サーバの安定稼動のため。
  - (2)サーバを第三者に不正利用されないため。
  - (3)サーバが第三者に損害を与えないため。
- 2 本サービスにより発行された ID やパスワードは契約者だけが保持し、第三者に漏洩しないよう努めなければならないものとします。
- 3 契約者はサーバの安定稼動のため、別紙 1 表 1 に定める制限内でサーバを利用するものとします。
- 4 当社は、契約者が前 3 項の義務を怠ったことに起因するデータの損失等については、責任を負わないものとします。
- 5 契約者が、サーバのソフトウェアを適切に保守運用しなかったことを原因として、第三者から当社に対してクレーム・請求・抗議などがなされ、当社に損害が発生した場合には、契約者は、当社に対してその損害を賠償しなければならないものとします。

## 第 16 条 ソフトウェアプログラムの使用制限

契約者は、契約者がライセンスを所有しているソフトウェアプログラムを除き、当社から提供されたすべてのソフトウェアプログラムに関して、当社が提供した装置以外の装置で使うことはできないものとします。

## 第 17 条 システムの運用管理

- 1 本サービスを提供するためのシステムは、原則として常時運用するものとします。ただし、天災その他の不可抗力、またはシステムもしくは関連設備等の修繕保守等、やむを得ない事由による運用停止はこの限りではありません。そのような場合、当社は可能な限り事前通告を行います。ただし、天災その他の不可抗力による運用停止の場合は、通告を省略することができるものとします。
- 2 前項の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、当社はその責任を負わないものとします。
- 3 当社は、業務上必要な復旧保守作業を目的として、契約者のサーバにログインすることができるものとします。
- 4 前項の規定により、当社が契約者のサーバへログインした場合、当社は、当該サーバの内部情報等業務上知り得た事柄を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、契約者の依頼もしくは承諾に基づく場合、または司法もしくは行政上の手続により、情報の開示を要求された場合は、この限りではありません。
- 5 当社による第 3 項のログインを可能なものとするため、契約者は、ログインアカウントのパスワードを変更した場合には、できる限り速やかに当社まで報告するものとします。
- 6 契約者からの前項に定める報告がない場合には、当社が復旧保守作業を行わないことによって、契約者に損害が生じた場合には、当社は責任を負わないものとします。
- 7 契約者のサーバへの攻撃、または契約者のサーバを経由した不正中継・他サーバ・他ネットワークへの攻撃等が明らかになった場合、当社は、当該事象が契約者の故意によるものか否かを問わず、原則として契約者へ事前に通知することを前提として、緊急避難策としての対策またはサーバ停止措置を講ずることができるものとします。(ただし、連絡不能時、すでに膨大なパケットが発生しているとき、または当局への捜査協力義務が発生したときなど緊急性が高い場合は止むを得ず事後連絡になる場合もあります。)なお、当該措置に伴うサーバ停止あるいはコンテンツの動作不良等に起因する契約者の損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 8 ハードウェア障害については、当社は、できる限り速やかに対応するものとします。ただし、データの破損につい

ては、その責任を負わないものとします。

9 Delahost 専用サーバサービスに関して、サーバの OS を含むソフトウェアの管理は原則として契約者の責任で行うものとし、セキュリティホールへの攻撃等に起因するデータの損傷等についても、当社はその責任を負わないものとします。但し、当社は、当社からの事前通知または契約者からの依頼により、サーバの OS バージョンアップ等の必要な緊急措置を講ずることができるものとします。

## 第 18 条 禁止事項

1 本サービスの利用にあたっては、次の行為が禁止されます。

- (1)他者の著作物を当該著作者の許可なく使用転用すること。
- (2)誹謗、中傷、作為の虚偽情報を流布することによって特定または不特定の第三者に著しい不利益をもたらすこと。
- (3)掲載者または当社が関係当局から処罰されるようなコンテンツを掲載すること。
- (4)契約者のサーバを媒体として、スパムメール送信、覚せい剤その他の麻薬もしくは毒物取引、児童売買春もしくはその斡旋等国内法によって禁止されている商業活動、またはその他の違法行為を行うこと(スパムメールとは、2002 年 7 月 1 日に施行された「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律：総務省」および「特定取引に関する改正法：経済産業省」に抵触するものをいいます)。
- (5)いわゆるアダルトもの、出会い系サイト、猟奇もの等、公序良俗に反するコンテンツを掲載すること。
- (6)契約者が本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡すること。
- (7)契約者が当社への届出なしにバーチャルドメインまたはマルチドメインを運用すること。
- (8)契約者が別紙 1 表 1 に定める制限数を超え、当社からの警告に対し改善を怠ること。
- (9)ディスク領域およびサーバリソースを第三者へ販売すること。ただし、当社と代理店契約を締結した契約者は対象外とする。
- (10)サーバに対し高い負荷を与える行為。
- (11)その他、当社による本サービスの提供を妨げる行為。

2 契約者が前項に掲げる制限に違反するなど本約款に違反することにより、第三者から当社に対してクレーム・請求・抗議などがなされ、当社に損害が発生した場合には、契約者は、当社に対してその損害を賠償しなければならないものとします。

## 第 19 条 利用資格の停止または取消

1 契約者が次の各号に該当する場合、当社は連絡不能の場合を除き、当該契約者に対する事前通知を前提として、その利用資格を停止または取消することができます。

- (1)申込み時に虚偽の申告を行った場合。
- (2)契約者の住所、電話番号、電子メールアドレスのいずれかの登録情報が 3 ヶ月以上連絡不能となった場合。
- (3)契約者が債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがあると当社が判断した場合。
- (4)第 18 条(禁止事項)を犯したと当社が判断した場合。
- (5)第 15 条(契約者の義務)を遂行できていないと当社が判断した場合。
- (6)前各号のほか、当社が契約者として不適切と判断した場合。

2 前項各号に該当する事由によって当社に損害賠償等の責任が生じた場合、契約者は、当社に代わって当該債務

等を負担し、または当社が被った損害を賠償するものとします。

## 第 20 条 解約、サービスの停止およびその回復

1 契約者が、第 27 条(最低契約期間)を超えて本サービスを利用している場合、契約者は、利用契約を自由に解約できるものとします。解約を希望する契約者は、その旨を別紙 1 表 6 に定める解約依頼締切日までに当社指定の方法により通知しなければならないものとします。解約依頼締切日までに当社に通知された場合、翌月が解約月となります。解約依頼締切日を過ぎて当社に通知された場合、翌々月が解約月となります。ドメイン名の利用停止については、別紙ドメイン名取り扱いに関する細則第 18 条に定めるものとします。

2 前項の解約があった場合、契約者は、解約月の末日までの利用料支払義務を負い、解約月の末日まで本サービスを利用することができます。

3 利用契約が第 1 項に基づき解約された場合には、当社は、契約者から既に受領した利用料金の払戻しを一切行いません。

4 利用契約が第 1 項に基づき解約された場合のサービスの停止日は、解約月の末日とします。ただし、事前の通知による月内のサービス停止を可能としますが、日割りによる利用料の返還は無いものとします。

## 第 21 条 サービスの停止

1 第 14 条の定める支払日までに利用料の支払がなされなかった場合、当社は、サービスの継続に関する契約者の意思にかかわらず、本サービスを停止するものとします。その際、サーバ内のコンテンツやメール等のデータおよびドメイン存続の保証は一切いたしません。

2 契約者が、第 18 条 1 項各号に定める禁止行為を行った場合、または第 19 条 1 項の規定により当社が契約者の利用資格を停止もしくは取消した場合、当社は、契約者に対する何らの通知、催告をすることなく、本サービスを停止することができます。その場合、第 27 条に定める最低利用期間における最終利用月までの利用料については、利用者に支払義務が残るものとします。

3 前各項の規定により当社が本サービスを停止した場合には、契約者が本サービスの利用を回復するには、月間利用料の未納分を含め、別紙 1 表 4 に定める再設定料を支払わなければならないものとします。

## 第 22 条 利用ドメイン名の登録・維持・削除

1 当社は、契約者が希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。当社は、契約者がドメイン名を本サービスの利用の際に使う場合に限り、このサービスを提供します。

2 当社は、前項において定めるドメイン名の登録を維持することができなかったことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

3 別紙ドメイン名取り扱いに関する細則の別紙 2 表 1 で定めるドメイン維持費用の入金が、当社指定の支払締切日に遅延した場合には、契約者がドメイン名の所有権を放棄したものと見なし、当社はそのドメイン名の管理を放棄または、ドメイン名を削除いたします。

4 前項の規定により当社がドメイン名の管理の放棄または、ドメイン名を削除したことおよび、そのことによって契約者に生じた損害について、当社はその責任を負わないものとします。

### 第 23 条 サービスの緊急停止

- 1 当社は、契約者がメーリングリストシステムまたはCGIの利用などによって著しい負荷や障害をシステムに与え、当社が契約者に対して正常なサービスを行えないと判断した場合には、契約者に通知することなく、契約者のシステムおよび回線を緊急に停止する場合があります。契約者は、このシステムの停止を承諾するものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用に伴うシステムの稼働が契約者に著しい損害を与える可能性があるとして判断した場合、契約者に通知することなく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このシステムの停止を承諾するものとします。
- 3 当社は、契約者からの緊急のサービス停止要請には原則として応じないものとします。ホームページコンテンツの変更および削除等の緊急停止に関わるサービスの停止に関する作業は契約者が自己の責任において行うものとします。

### 第 24 条 利用不能の場合におけるサービス費用等の返却

- 1 当社の責めに帰すべき事由により、契約者において本サービスの利用が全くできない状態が生じ、かつ、当社がその状態を認識した時点から起算して24時間以上連続して当該設備の利用ができなかったときは、当社は、契約者からの請求に基づき、その時間に対応する利用料金(24時間の倍数である部分に限る。)に相当する金額を契約者に返還します。
- 2 契約者は、契約者が利用料金の返還を求ることができるようになった日から起算して4週間以内に当該請求をしなかった場合には、第1項の返還請求権を失うものとします。
- 3 第1項による利用料金の返還は、翌月の利用料金との相殺により行うものとする。
- 4 当社と契約者が双方協議の上、前3項と異なる合意をした場合は、その合意にしたがうものとします。

### 第 25 条 当社からの解除

- 1 当社は、契約者が本約款に違反した場合において、当社が違反者に対して相当期間を定めて違反の是正を求める通知をしたにもかかわらず、違反者が、当該期間内に違反状態を是正しないときは、利用契約を解除することができます。
- 2 当社は、第21条(サービスの停止)2項の規定により、利用契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者が第18条(禁止事項)1項各号のいずれかの事由に該当する場合で、その事由が当社の義務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条2項に定めるサービスの停止をすることなく、利用契約を解約することができます。
- 4 利用契約が本条に基づき解除された場合には、当社は、契約者から既に受領した利用料金の払戻しを一切行いません。

### 第 26 条 契約期間

本サービスの契約期間は、サービス設定完了通知書を発送した日からとし、翌月1日より計算して1か月間(12か月払いのサービスおよびプランにあっては1年間)とします。

## 第 27 条 最低契約期間

前条の規定にかかわらず、最低契約期間は別紙 1 表 5 に定めるものとし、最低契約期間内の途中解約の場合は、契約者は当社に対して、最低契約期間満了までの利用料に相当する金額を支払わなければならないものとします。

## 第 28 条 契約の更新について

本サービスは、最低契約期間経過後、契約者からの解約の申し出がない限り、さらに当初の契約期間と同じ期間、自動的に更新され、その後も同様とします。

## 第 29 条 サービスの廃止

1 当社は、本サービスの全部または一部を廃止する場合、1 か月前までに契約者に対して通知することにより廃止することができるものとします。

2 当社は、前項のサービスの廃止により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第 30 条 保証範囲について

本サービスで提供されている対象設備は、当社が独自に定めた基準下において正常に動作することを保証するものであり、すべての負荷に対する正常な動作を保証するものではないとします。ただし、当社は、対象設備が正常に動作するように努めるものとします。

## 第 31 条 免責

1 当社の故意または重過失により契約者に損害が発生した場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因する損害について、責任を負わないものとします。契約者が本サービスを通じて他者に損害を与えた場合、当該契約者は、自らの責任において問題を解決するものとします。

2 当社は、当社から契約者への通知を運用担当者が故意または過失により契約者に通知することを怠ったことに起因する損害について、責任を負わないものとします。

## 第 32 条 守秘義務

1 当社は、復旧もしくは保守作業上必要な場合または契約者の依頼等に基づく特定の場合を除き、契約者のサーバにログインし、その内部情報を入手することはできないものとします。

2 当社は、前項に規定する状況において契約者のサーバにログインした場合であっても、当該サーバの内部情報等業務上知り得た事柄を第三者に漏洩することはないものとします。ただし、契約者の依頼または承諾に基づく場合、および当局に対する捜査協力義務が生じた場合はこの限りにありません。

## 第 33 条 解約、サービス停止に伴う補償について

当社が本サービスの契約を解約、債務不履行、その他理由のいかんを問わず本サービスを停止する場合に発生する契約者のデータの損失、損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、解約に伴う各ドメイン管理組織への変更手続も当社で取得代行したドメインまたは、当社が管理を行っているドメイン以外には行わないものとします。

#### **第 34 条 損害賠償額の制限**

本サービスの利用に関し、本約款に基づき当社が損害賠償義務を負う場合、当社は、契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り、当社が損害の賠償を行う日から起算して直近の1年間に契約者より現実に受領した利用料金の合計額を限度として賠償をするものとします。

#### **第 35 条 届出事項の変更**

- 1 当社への届出事項に変更が生じた場合、契約者は、当社に対して速やかにその旨を通知するものとします。
- 2 前項による変更通知を欠いたことにより、当社からの契約者への通知または書類の遅着もしくは不達が生じた場合には、それによって生じた損害について、当社は、その責任を負わないものとします。

#### **第 36 条 利用約款の発効**

本約款は、当社が契約者からの申込書を受理した日をもって発効するものとします。

#### **第 37 条 利用約款の改定**

- 1 本約款は、契約者の承諾なく変更、改定できるものとします。この場合、利用料金その他の利用内容および利用条件は、変更後の新約款の定めるところによるものとします。
- 2 前項の変更を行う場合、当社は、3 日間の予告期間をおいて、変更後の契約約款の内容を契約者に対して通知するものとします。ただし、当社は、予告期間をおくことなく、利用料金を改訂することがあります。

#### **第 38 条 合意管轄**

当社と契約者との間に生ずる紛争は、当社本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 39 条 諸法令および諸規則の遵守**

契約者は日本国の諸法令、諸約款を遵守するものとします。

[附則] 本約款は 2002 年 9 月 1 日より実施します。

[附則] 2002 年 10 月 15 日ドメイン預かりサービス追加のため一部条項を修正しました。

[附則] 2003 年 5 月 8 日サービス統合のため全体を修正しました。

[附則] 2003 年 11 月 7 日第 15 条、[別紙]および[別紙 1]を修正しました。

[附則] 2004 年 2 月 9 日第 15 条および[別紙 1]を修正しました。

[附則] 2004 年 3 月 23 日[別紙]および[別紙 1]を修正しました。

[附則] 2004 年 10 月 15 日料金改訂および運用担当者に関する記述追加のため全体を修正しました。

[附則] 2004 年 10 月 20 日サービス追加のため、[別紙]を修正しました。

[附則] 2005 年 3 月 14 日ドメイン管理システム変更およびサービス追加のため全体を修正しました。

[附則] 2005 年 12 月 1 日第 15 条支払日に関する条項を修正しました。

[附則] 2006 年 4 月 10 日別紙料金の変更、解約依頼締切日に関する条項を追加しました。

[附則] 2006 年 8 月 1 日遅延損害金関連条項削除、別紙表を変更しました。

[附則] 2006 年 8 月 17 日条項数および、第 21 条を変更しました。[附則] 2006 年 11 月 17 日サービス追加に伴い、第 12 条および、別紙表を変更しました。

[附則] 2007 年 3 月 1 日サービス追加および、情報変更連絡義務追加に伴い、第 12 条、第 19 条および、別紙表を変更しました。

[附則] 2007 年 10 月 26 日サービス追加に伴い、別紙表を変更しました。

[別紙 1]

表 1 制限数

Delahost サービス	プラン名	バーチャルドメイン	マルチドメイン	メールアカウント	1 メールアカウントあたりの容量制限
Vdomain's シリーズ	エントリー	-	1	10	10MB
	パーソナル	2	2	20	10MB
	ビジネス	3	3	50	30MB
	エンタープライズ	4	4	100	30MB
B-WEB シリーズ	A プラス	-	-	無制限	無制限
	B プラス	-	-	無制限	無制限
	C プラス	-	-	無制限	無制限
	D プラス	-	-	無制限	無制限
Double シリーズ	Biz	-	-	無制限 (メールボックス 20 個)	無制限
	ギガ	-	-	無制限 (メールボックス 50 個)	無制限

セキュア シリーズ	SSL パッケージ A	-	-	無制限 (メールボックス 20 個)	無制限
	SSL パッケージ B	-	-	無制限 (メールボックス 50 個)	無制限
仮想専用サーバ	TypeA	9	-	無制限	無制限
	TypeB	9	-	無制限	無制限
	プレミアム A	9	-	無制限	無制限
	プレミアム B	9	-	無制限	無制限
専用サーバ D	-	29	-	無制限	無制限
専用サーバ C	-	9	-	無制限	無制限
専用サーバ H	Class1	無制限	-	無制限	無制限
	Class2				
	Class3				
	Class4				
	Class5				
専用サーバ	ライト	無制限	-	無制限	無制限
メールサービス	-	-	-	50	20MB
Delahost サービス	プラン名	WEB およびメール合算容量			
Vdomain's シリーズ	エントリー	50MB			
	パーソナル	350MB			
	ビジネス	750MB			
	エンタープライズ	1500MB			
B-WEB シリーズ	A プラス	150MB			
	B プラス	300MB			
	C プラス	750MB			
	D プラス	1500MB			
Double シリーズ	ビズ	600MB			
	ギガ	2GB+1GB			
セキュア シリーズ	プレミアム A	600MB			
	プレミアム B	2GB+1GB			

仮想専用サーバ	TypeA	8GB
	TypeB	16GB
	プレミアム A	36GB
	プレミアム B	72GB
専用サーバ D 専用サーバ C	-	80GB
専用サーバ H	Class 1	160GBx2
	Class 2	
	Class 3	
	Class 4	SCSI 72GBx3
	Class 5	
専用サーバ	ライト	80GB
メールサービス	-	1000MB (メールのみ)

表 2 初期費用、月間利用料 (税込)

Delahost サービス	プラン名	初期設定費用	利用料
Vdomain's シリーズ	エントリー	受付終了	3,300 円 (月額)
			33,000 円 (年額)
	パーソナル		5,940 円 (月額)
			59,400 円 (年額)
	ビジネス		8,580 円 (月額)
			85,800 円 (年額)
	エンタープライズ		13,200 円 (月額)
			132,000 円 (年額)
B-WEB シリーズ	Aプラス	11,000 円 (設定完了月の 利用料を含む)	1,980 円 (月額)
			19,800 円 (年額)
	Bプラス		3,278 円 (月額)
			32,780 円 (年額)
	Cプラス		6,578 円 (月額)
			65,780 円 (年額)
Dプラス	10,780 円 (月額)		

			108,240 円 (年額)
専用サーバ D	富山 NOC	82,500 円 (設定完了月の 利用料を含む)	20,900 円 (月額)
専用サーバ D	東京 NOC	82,500 円 (設定完了月の 利用料を含む)	31,900 円 (月額)
専用サーバ C	-	110,000 円 (設定完了月の 利用料を含む)	20,900 円 (月額)
専用サーバ H	Class1	55,000 円	55,000 円 (月額)
	Class2	71,500 円	55,000 円 (月額)
	Class3	115,500 円	66,000 円 (月額)
	Class4	165,000 円	88,000 円 (月額)
	Class5	220,000 円	93,500 円 (月額)
専用サーバ	ライト	33,000 円	14,080 円 (月額)
仮想専用サーバ	TypeA	10,296 円 (設定完了月の 利用料を含む)	10,296 円 (月額)
	TypeB	受付終了	16,500 円 (月額)
	プレミアム A	10,296 円 (設定完了月の 利用料を含む)	19,800 円 (月額)
	プレミアム B		27,720 円 (月額)
Double シリーズ	ビズ	11,000 円 (設定完了月の 利用料を含む)	4,180 円 (月額)
	ギガ		6,380 円 (月額)
セキュアシリーズ	SSL パッケージ A	22,000 円 (設定完了月の 利用料を含む)	6,380 円 (月額)
	SSL パッケージ B		8,580 円 (月額)
メールサービス	-	7,700 円 (設定完了月の 利用料を含む)	8,580 円 (月額)
メールウイルス チェックサービス	-	2,200 円 (設定完了月の 利用料を含む)	330 円/1 メールアドレス (月額) (別途) 追加設定費用 2,200 円/1 回

迷惑メール チェックサービス	-	2,200 円 (設定完了月の 利用料を含む)	440 円/1 メールアドレス (月額) (別途) 追加設定費用 2,200 円/1 回
ドメイン預かり サービス	ベーシック	無料	3,960 円(年額)
	カスタム		9,240 円(年額) (別途) 設定変更費用 5,500 円 1/回

表 3 Delahost オプションサービス関連費用 (税込)

種別	初期設定費用		月額利用料	年間利用料
Vdomain' s シリーズ バーチャルドメイン	5,500 円		無料	
Vdomain' s シリーズ マルチドメイン	2,200 円			
専用サーバ D サービス バーチャルドメイン	44,000 円			
仮想専用サーバサービス PostgreSQL	13,200 円			
仮想専用サーバサービス 専用サーバ (TypeA、 TypeB) Plesk ウイルスチェック	初期設定費用		月額利用料 1 ドメインにつき	年間利用料 1 ドメインにつき
	13,200 円 (設定完了月の利用料を含む)		6,600 円	66,000 円
専用サーバ C ウイルスチェック	利用ドメイン数	初期設定費用	月額利用料 1 ドメインにつき	年間利用料 1 ドメインにつき
	3	14,960 円 (設定完了月の 利用料を含む)	7,480 円	75,240 円
	5		10,340 円	104,280 円
	10		17,600 円	176,880 円
	25		30,800 円	308,880 円
	50		52,800 円	528,000 円
	100		74,800 円	748,440 円
	200		118,800 円	1,188,000 円

	無制限	143,000 円 (設定完了月の利 用料を含む)	74,800 円	748,440 円
専用サーバ H 帯域保証オプション	初期設定費用		(A) 月額 1Mbps まで	(B) 月額 1Mbps から
	55,000 円		33,000 円	27,500 円 Mbps あたり
専用サーバ H ウイルスチェック スパムフィルタオプション	ユーザ数		1 年目	2 年目以降
	1 から 50		188,100 円	94,050 円
	51 から 100		282,700 円	141,350 円
	101 から 250		424,600 円	212,300 円
	251 から 500		566,500 円	283,250 円
仮想専用サーバサービス InstantSSL	1 年目		2 年目以降	
	CSR 作成費用 および インストール費用	認証費用	CSR 作成費用 および インストール費用	認証費用
初回契約	10,340 円	無料	無料	無料
2 契約以降	10,340 円	16,500 円	10,340 円	16,500 円
SSL オプション クイック SSL プレミアム	33,000 円	38,500 円	33,000 円	38,500 円
SSL オプション トータルビジネス ID	33,000 円	65,780 円	33,000 円	65,780 円
SSL オプション セキュアサーバ ID	33,000 円	89,100 円	33,000 円	89,100 円
SSL オプション グローバルサーバ ID	33,000 円	151,800 円	33,000 円	151,800 円
グループウェア導入	下記のページに記載します。 <a href="https://www.delahost.jp/service/desknets/price.html">https://www.delahost.jp/service/desknets/price.html</a>			

表 4 再設定料 (税込)

再設定料	2,200 円
------	---------

表 5 最低契約期間

レンタルサーバサービス	運用開始日翌月 1 日より 3 か月間
メールサービス	
メールウイルスチェックサービス	
迷惑メールチェックサービス	
仮想専用サーバサービス	運用開始日翌月 1 日より 3 か月間
	TypeA、TypeB にてウイルスチェックサービスオプション利用時 運用開始日翌月 1 日より 6 か月間
専用サーバ C サービス	運用開始日翌月 1 日より 6 か月間
	Firewall オプション利用時 運用開始日翌月 1 日より 12 か月間
専用サーバ H サービス	運用開始日翌月 1 日より 3 か月間
専用サーバサービス	運用開始日翌月 1 日より 3 か月間
ドメイン預かりサービス	無し

表 6 解約依頼締切日

レンタルサーバサービス	解約希望月前月の末日 (休日である場合は、翌営業日)
メールサービス	
メールウイルスチェックサービス	
迷惑メールチェックサービス	
ドメイン預かりサービス	解約希望月前月の 25 日 (休日である場合は、翌営業日)
専用サーバ D サービス	
専用サーバ H サービス	
専用サーバサービス	
専用サーバ C サービス 仮想専用サーバサービス	

---

## [別紙] 基本サービスおよびオプションサービス内容

### [Delahost サービス内容]

Delahost レンタルサーバサービス (Vdomain's シリーズ/B-WEB シリーズ/Double シリーズ/Secure シリーズ) 内容、オプションサービス内容

Delahost レンタルサーバサービスでは、WEB とメールの機能を利用者に提供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

### Delahost メールサービス内容、オプションサービス内容

Delahost メールサービスでは、メールの機能を利用者に提供します。その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

### Delahost 仮想専用サーバサービス内容、オプションサービス内容

Delahost 仮想専用サーバサービスでは、WEB とメールの機能を利用者に提供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<http://www.delahost.jp/>

### Delahost 専用サーバサービス内容、オプションサービス内容

Delahost 専用サーバサービスでは、WEB とメールの機能を利用者に提供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

### [メールウイルスチェックサービス内容]

メールウイルスチェックサービスでは、メールのウイルス駆除サービスを利用者に提供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

### [迷惑メールチェックサービス内容]

迷惑メールチェックサービスでは、メールのウイルス駆除サービスを利用者に提供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

### [ドメイン預かりサービス内容]

ドメイン預かりサービスでは、当社の他のサービスで使用していないドメイン名の維持、管理サービスを利用者に提

供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

#### [SSL オプション内容]

SSLオプションでは、SSL取得、更新およびインストール作業の代行サービスを仮想専用サーバサービスおよび専用サーバサービスの利用者に提供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

#### [グループウェア導入内容]

グループウェア導入では、グループウェアの販売および、ライセンス管理のサービスを利用者に提供します。

その他詳細は、下記のページに記載します。

<https://www.delahost.jp/>

---

#### [別紙]ドメイン名取り扱いに関する細則

- 第1条 総則の適用
- 第2条 本細則の適用
- 第3条 用語の定義
- 第4条 レジストリ・レジストラの規約等の遵守義務
- 第5条 取り扱い内容
- 第6条 取り扱いドメイン名の種類
- 第7条 料金等の支払義務
- 第8条 ドメイン名登録申請事務手続の代行
- 第9条 ドメイン移転手続の代行
- 第10条 ドメイン名更新事務手続の代行
- 第11条 ドメイン名の移管事務手続きの代行（他社から当社）
- 第12条 ドメイン名の移管事務手続きの承諾（当社から他社）
- 第13条 登録情報の開示
- 第14条 ドメイン名の所有権
- 第15条 利用期間
- 第16条 契約者の義務
- 第17条 禁止事項
- 第18条 ドメイン名の利用停止
- 第19条 当社による利用契約の解除

- 第 20 条 サービスの緊急停止
- 第 21 条 サービスの廃止

## 第 1 条 総則の適用

この規則は、デジボックス株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するサービスを利用する契約者が保有するドメイン名の取り扱いに関する事項を定めるものです。当社にて管理するドメイン名は、原則的に当社にてその管理を代行するサービスを提供するものとします。

## 第 2 条 本細則の適用

本規則は、当社と当社が提供するサービスの契約者との間に生ずる一切の關係に適用されるものとします。

## 第 3 条 用語の定義

- 1 当社からドメイン名の申請を行う事業者を以下「レジストラ」といいます。(JP ドメイン名の場合は、指定事業者を意味する)
- 2 ドメイン名の管理・運営を行っているレジストラの上位事業者を以下「レジストリ」といいます。
- 3 .COM/.NET/.ORG/.INFO/.BIZ ドメイン名を以下「国際ドメイン」といいます。
- 4 国際ドメイン名のレジストラ(Do レジおよび OpenSRS)および、JP ドメイン名のレジストラ(指定事業者)を以下「当社指定レジストラ」といいます。
- 5 当社のネームサーバ情報をドメイン名の登録情報として設定、変更する作業を以下「ドメイン移転」といいます。

## 第 4 条 レジストリ・レジストラの規約等の遵守義務

- 1 契約者はレジストリ、もしくはレジストラの定めるガイドライン、または紛争処理方針その他これに付随する規則を遵守することに同意したものとし、これを遵守する義務が生じるものとします。
- 2 契約者は、第三者が契約者のドメイン名に対し異議を申し立てたときにはその時点において効力のある紛争処理方針の規定に従うものとします。
- 3 レジストリ、レジストラ及び上位組織が採用するポリシー、ガイドライン、約款、規約、規則、指針、その他の取り決め(以下、「上位規約」という)は、利用約款に優先する効力を持つものとし、契約者は上位規約を遵守するものとします。

## 第 5 条 取り扱い内容

- 1 当社にて行うドメイン名の管理の代行とは、以下の作業をいいます。
  - (1)ドメイン名の登録申請の代行。
  - (2)ドメイン名の更新申請の代行。
  - (3)ドメイン名の技術担当者、経理担当者、公開連絡窓口の代行。
  - (4)ドメイン名に関する各種支払いの代行。

- (5)ドメイン移転手続きの代行。
- (6)ドメイン名のネームサーバの変更申請の代行。
- (7)ドメイン名の各担当者の変更申請の代行。
- (8)ドメイン名のレジストラの変更申請の代行。(以下「移管」といいます。)

2 前項のドメイン名の管理の代行の際に、当社は当社指定レジストラに指定された契約者の情報に限り当社指定レジストラに提供するものとします。

3 国際ドメインに関するドメイン名の場合、技術担当者が当社でないドメイン名は、管理しないものとします。また、経理担当者が当社でないドメイン名は、支払い代行を行わないものとします。

4 JPドメイン名に関しては、当社がレジストラ(指定事業者)でないドメイン名の管理、支払い代行は行わないものとします。

## 第6条 取り扱いドメイン名の種類

1 当社にて行うドメイン名の管理の代行は、第3条4項に定める当社指定レジストラの管理下にあるドメイン名に対してのみ、これを行います。

2 .COM/.NET/.ORG/.INFO/.BIZドメイン名、汎用JPドメイン名、属性型JPドメイン名、地域型JPドメイン名を当社取り扱いドメイン名とします。

3 当社指定レジストラ以外で管理されているドメイン名は、契約者からの依頼があった場合に限り、当社指定レジストラに移管するものとします。ただし、契約者が管理する場合は、契約者が適切に管理するものとし、当社はドメイン名の管理の代行は行わないものとします。

## 第7条 料金等の支払義務

1 契約者はドメイン名の管理の代行を当社にて行う場合、別紙2表1に定める料金を支払うものとします。

2 ドメインに関する費用は、原則的に先払いとし、支払いの確認後各種作業を行うものとします。

3 契約者は当社が定める支払期限までに料金を支払うものとします。

4 ドメイン関連費用(ドメイン取得代行手数料、及びドメイン維持費用)は別紙2表1に定める費用とします。・ドメイン取得代行手数料とは、ドメイン名を自ら所有していない契約者に対して、当社がドメイン名の取得代行を行うことにより発生する費用です。

・ドメイン維持費用とは、ドメイン名の更新を行うことにより発生する費用です。

・レジストラ移転手数料とは、国際ドメインのレジストラを当社指定のレジストラへ移管することに発生する費用です。なお、レジストラ移転手数料には1年分の維持料が含まれており、レジストラ移転完了日(レジストラ現地時間によるものとします。)より1年間の更新料となります。

・ドメイン名義変更費用とは、国際ドメイン名の所有者名が、社名変更や、合併などで変更となった場合に当社がドメイン名の名義人を変更することにより発生する費用です。なお、ドメイン名の有効期限の変更は、ありません。

・ドメイン名移転費用とは、ドメイン名の所有者と第三者との間でドメイン名の譲渡が成立した際に、ドメイン名の所有者を変更することにより発生する費用です。なお、JPドメイン名は、ドメイン名の有効期限が、移転完了日から1年間に変更となります。

・ドメイン名変更費用とは、属性型JPドメイン名および地域型JPドメイン名を、他の属性型地域ドメイン名または、地域型ドメイン名に変更申請する際に発生する費用です。

## 第 8 条 ドメイン名登録申請事務手続の代行

- 1 当社は、契約者が当社の提供するサービスに申し込みをする際に、ドメイン名の新規取得を希望する場合、ドメイン名登録申請事務手続の代行を行うものとします。ただし、ドメイン名の種類は第 6 条(ドメイン名の種類)に挙げているもののみとします。
- 2 ドメイン名の登録期間は、原則として 1 年間とします。
- 3 当社は、第 7 条に定める取得代行手数料の入金が確認できた後、登録申請手続を行うものとします。

## 第 9 条 ドメイン移転手続の代行

- 1 当社は、当社が提供するサービスに契約者が申し込みをする際に、ドメイン移転を希望する場合、ドメイン移転手続の代行を行うものとします。ただし、ドメイン名の種類・レジストラは第 6 条(ドメイン名の種類)に挙げているもののみとします。
- 2 レジストラが当社指定レジストラではないレジストラである場合は、別途レジストラの移管が必要となります。その際、第 7 条に定めるレジストラ移転手数料の入金が確認できた後、レジストラ移転手続を行うものとします。

## 第 10 条 ドメイン名更新事務手続の代行

- 1 当社は、契約者が所定の支払期日までにドメイン維持費用を支払った上で、当社が提供するサービスの利用を継続している場合に限り、ドメイン名更新事務手続の代行を行うものとします。ただし、ドメイン名の種類・レジストラは第 6 条(ドメイン名の種類)に挙げているもののみとします。
- 2 更新期間は、原則として 1 年間とします。
- 3 契約者へのドメイン維持費用の請求は、ドメイン名の有効期限月の約 3 ヶ月前にあたる月の 15 日までに行うものとします。ただし、当社と契約者が双方協議の上、異なる請求日で合意をした場合は、その合意にしたがうものとします。
- 4 当社は、契約者からのドメイン維持費用の支払いを確認後、ドメイン名の更新処理を行うものとします。
- 5 ドメイン名の更新を希望しない場合は、契約者は第 18 条(ドメイン名の利用停止)に定める当社の所定の手続きによりその旨を申請するものとします。
- 6 契約者から前項の更新停止の申請がなかったとしても、支払いが期日までに行われなかった場合は、ドメイン名の更新を希望しないものとして、当社はドメイン名の削除申請を行うものとします。
  - (1)JP ドメイン名は有効期限月の当社指定日に削除申請を行います。
  - (2)国際ドメイン名は、有効期限月の 1 ヶ月前の 25 日(25 日が休日の場合は、翌営業日)に削除申請を行うものとします。
- 7 契約者が、第 16 条(契約者の義務)又は第 17 条(禁止事項)に違反している場合には、当社は、契約者がドメイン名の更新を希望する場合でも、これに応じない場合があります。

## 第 11 条 ドメイン名の移管事務手続の代行(他社から当社)

- 1 当社指定レジストラ以外で管理している JP ドメイン名の管理の代行を当社にて行う場合は、レジストラ、もしくは、上位組織の定める手続に従い、かつ、前レジストラが移管申込みを承諾した場合、ドメイン名を当社指定レジストラ

の管理に移すことができるものとします。

2 当社指定レジストラ管理で、他の事業者で管理している国際ドメインの管理の代行を当社にて行う場合は、レジストラの定める手続きに従い、かつ、前管理事業者が移管申込みを承諾した場合、ドメイン名の管理事業者を当社の管理に移すことができるものとします。

3 当社指定レジストラ以外で管理している国際ドメインの管理の代行を当社にて行う場合は、レジストラの定める手続きに従い、かつ、前レジストラが移管申込みを承諾した場合、ドメイン名を当社指定レジストラの管理に移すことができるものとします。その際の移管手続きには別紙 2 表 1 に定めるレジストラ移転手数料が必要となり、支払いが確認できた後、移管手続きにはいるものとします。

## 第 12 条 ドメイン名の移管事務手続きの承諾(当社から他社)

1 契約者は、レジストラ、もしくは、上位組織の定める手続きに従い、かつ、当社が移管申込みを承諾した場合、ドメイン名を他のレジストラの管理に移すことができるものとします。

2 当社は、契約者および移転先業者からのレジストラ変更の要求に対しては、契約者が支払いを行っていない場合、または契約者が所有しているドメイン名が紛争中の場合にはレジストラの変更を承諾しないものとします。

**第 13 条 登録情報の開示** 1 契約者は、当社が当社指定レジストラに契約者の個人情報の第三者提供を行うことを承諾するものとします。 2 契約者は、レジストラ、または、上位組織が第三者にドメイン名登録情報を開示することを承諾するものとします。

3 汎用 JP ドメイン名の登録者情報は、当社が公開連絡窓口となり、登録者名のほか必要最低限の情報以外は公開されないものとします。

## 第 14 条 ドメイン名の所有権

当社にて登録したドメイン名の所有権は契約者にあるものとし、契約者が希望する場合は、当社は速やかに管理権限を受け渡すものとします。

## 第 15 条 利用期間

1 ドメイン名の有効期限は、ドメイン名を登録したレジストラに依存するものとします。

2 管理の代行を行う期間は、当社にて管理したドメイン名は、取得が完了した日からとします。

3 管理の代行を行う期間は、移管されるドメイン名は、他レジストラから当社へ移管が行われ、当社にその事実が登録された日からとします。

4 管理の代行を行う期間の終了は、当該ドメイン名を利用している当社提供サービスの契約が終了する日とします。

5 当社提供のサービスの契約がすべて終了した場合、ドメイン名の各担当から当社を外し、契約者もしくは、移転先事業者に変更するものとします。その後、当社は当該ドメイン名に一切関知しないものとします。

## 第 16 条 契約者の義務

1 契約者は、次の項目を遵守しなければならないものとします。

(1)ドメイン名の所有者、担当者情報等の登録情報がすべて正確であること。

(2)契約者によるドメイン名の登録および契約者によるドメイン名の使用が、適用されるすべての法に対して常に適法であること。

(3)ドメイン名の登録情報に変更が生じた場合は、当社が指定する方法により通知すること。

(4)別紙 2 表 1 に定めるドメイン関連費用を支払い締切日までに当社に支払うこと。

(5)ドメイン名に関する ID、および、パスワードを厳重に管理すること。

2 契約者は、常に当社、上位組織又はレジストリからの電子メールが、契約者の下に確実に到達しうるようにし、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。契約者の応答が遅れた為に生じた損害等(ドメイン名取消など)について、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 17 条 禁止事項

1 契約者は以下に挙げる行為を行ってはならないものとします。

(1)ドメイン名の登録情報に関して、虚偽の情報を提供する行為。

(2)第三者に転売又は権利譲渡することのみを目的としてドメイン名を取得する行為

(3)不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

(4)サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。

(5)その他、他人の法的利益を侵害し、または、公序良俗に反する方法もしくは態様においてサービスを利用する行為。

2 契約者が前項に掲げる制限に違反するなど本約款に違反することにより、第三者から当社に対してクレーム・請求・抗議などがなされ、当社に損害が発生した場合には、契約者は、当社に対してその損害を賠償しなければならないものとします。

## 第 18 条 ドメイン名の利用停止

1 契約者は、ドメイン名の利用を停止したい場合、停止を希望する月の 5 日までに(ドメイン更新を希望しない場合はドメイン名の有効期限月の 2 か月前にあたる月の 5 日までに)、当社所定の書式にて当社に通知するものとします。なお、契約者による上記通知が当社の所定の手続き以外の方法によるものであった場合や、申請期限を過ぎてなされたものであった場合は、契約者がドメイン更新を希望しない場合であっても、契約者は当社に別紙 2 表 1 に定めるドメイン維持費用を支払うものとします。

2 本条により、契約が終了した場合においても、契約者は、第 7 条(料金等の支払義務)に定める支払義務を負うものとし、また第 7 条に定める料金を当社が既に受領している場合であっても、当社は当該契約に係わる料金等の返還を行わないものとします。

## 第 19 条 当社による利用契約の解除

契約者が次に掲げる事由があるとき、またはその合理的な疑いがあると判断される場合に、当社は事前の通知なく、ドメイン名の削除、または全部もしくは一部の利用を停止、あるいは停止のために必要な措置を取ることができるものとします。

- 1 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
- 2 当社が提供するその他のサービスに関し、料金の支払いを怠ったとき。
- 3 第4条(レジストリ・レジストラの規約等の遵守義務)の規定に違反したとき。
- 4 第16条(契約者の義務)または第17条(禁止事項)の規定に違反したとき。
- 5 契約者が本約款に違反した場合において、当社が違反者に対して相当期間を定めて違反の是正を求める通知をしたにもかかわらず、違反者が、当該期間内に違反状態を是正しない場合。
- 6 当社からの電子メールによる問い合わせに対し、契約者が発信者もしくは当社に対して当該電子メールの通知後、相当期間内になんらかの応答を行わない場合、または登録された電子メールアドレスが有効でないとき。
- 7 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
- 8 その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断するとき。
- 9 サービス解約後、レジストラまたはレジストリから当社に対し、ドメイン維持費用の支払い義務が発生する場合。

## 第20条 サービスの緊急停止

- 1 当社は、当社の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないときには、本サービスの提供を中止することができるものとします。
- 2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではないものとします。
- 3 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、または交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、サービスを制限する措置をとることがあるものとします。

## 第21条 サービスの廃止

- 1 当社は本サービスを以下の各号の理由により廃止することがあるものとします。
  - (1)レジストリおよびレジストラの解散、消滅、ドメイン名登録サービスの終了。
  - (2)レジストリおよびレジストラと当社との契約の終了等、本サービスの提供が困難となった場合。
  - (3)その他当社の経営上の判断により本サービスを終了するとき。
- 2 当社は、本サービスの全部または一部を廃止する場合、1 か月前までに契約者に対して通知することにより廃止することができるものとします。
- 3 当社は、前項のサービスの廃止により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

[附則] 本細則は2002年10月15日より実施します。

[附則] ドメイン預かりサービスは2002年10月15日より実施します。

[附則] 2003年5月14日全体を修正しました。

[附則] 2003年11月7日取扱ドメイン追加のため第3条、第6条および別紙を修正しました。

[附則] 2004年2月9日[別紙2]を修正しました。

[附則] 2004年10月15日ドメイン移転代行料廃止のため全体を修正しました。

[附則] 2005年3月14日ドメイン管理システム変更およびサービス追加のため全体を修正しました。

[附則] 2005年4月15日第5条および第13条の条項を追加しました。

[附則] 2007年3月1日[別紙2]を追加しました。

[別紙2] 表1 ドメイン関連費用(税込)

	jpドメイン名	.com/.net/.org/.info/.biz ドメイン名
ドメイン取得代行手数料	7,700円 (1年分のドメイン維持料を含む)	4,400円 (1年分のドメイン維持料を含む)
ドメイン維持費用	7,700円 (1年ごとの更新)	4,400円 (1年ごとの更新)
ドメイン名名義変更費用	無料	2,200円
ドメイン名移転費用	7,700円	2,200円
ドメイン名変更費用	7,700円	-
レジストラ移転手数料	無料	4,400円 (1年分のドメイン維持料を含む)